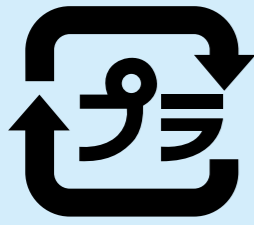


# 容器包装プラスチック



- ♻️マークがついているもの
- ♻️マークは外箱や外袋に表示されている場合があります。
- 注目!** 食品等が付着したものは絶対に出さないようお願いします。

プラスチック製  
容器包装  
法定識別マーク



マークが目印

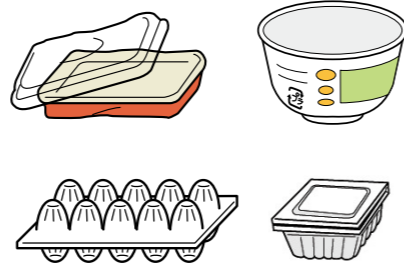
**注目!** 裏が銀色でも出せます。

シャンプー・洗剤  
などのボトル類



食用油・ソース・化粧品  
の容器 など

トレー・パック・  
カップ類



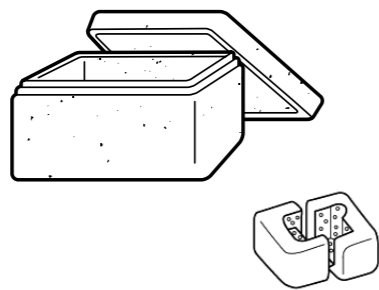
肉・魚などのトレー、卵のパック、  
カップめん・プリンなどの容器 など

袋・フィルム類



レジ袋、スナック菓子の袋、  
詰め替え用シャンプーの袋 など

発泡スチロールの箱・  
その他緩衝材類



発泡スチロール緩衝材、  
保冷用発泡スチロールの箱 など

その他



ペットボトルのキャップ、  
歯磨き粉・クチャップなどのチューブ類、  
薬(錠剤)のシート など

## 間違えやすいもの

「容器包装プラスチック」以外の  
プラスチック製品



→分別は、  
「可燃ごみ」(P.12、13)、  
「破碎ごみ」(P.14)です。

医師の指導による在宅医療廃棄物

♻️マークが付いて  
いても出せません。



→在宅医療廃棄物は、原則、  
処方された医療機関へ  
ご相談ください。

中身の商品を取り出した(使った)後に不要となるプラスチック製の容器(入れ物)や  
包装(包み、袋)

▶ 化学原料やプラスチック製品などにリサイクルします。

## ごみ出しルール

1 汚れがあるものは水洗いして、付着している食品などの汚れを落としてください。



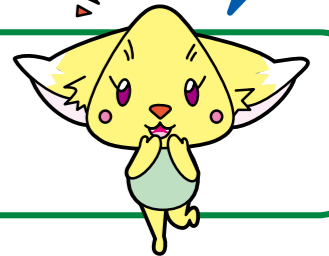
2 汚れ、においが落ちないものは可燃ごみに出してください。

3 発泡スチロール製のもの、袋・フィルム類など種類に関係なく透明または  
半透明のビニール袋に入れて出してください。

風で飛ばないように  
出してください。

### ワンポイント

飛散しやすいごみは、ビニール袋に入れてからポリバケツなどに入れて  
ごみ置場に出してもかまいません。  
ただし、ポリバケツは回収しませんので後で片づけてください。



## 容器包装プラスチックの分け方の例

まずは ♻️マークを確認しましょう。

♻️マークの下や横に小さな字で記載してあるものが、容器包装プラスチックです。

| ペットボトル飲料      |   | コンビニ弁当      |                                 | 菓子        |                                  |
|---------------|---|-------------|---------------------------------|-----------|----------------------------------|
| <p>ペットボトル</p> | <p>表示例</p> <p>キャップ<br/>ラベル</p>              | <p>可燃ごみ</p> | <p>表示例</p> <p>容器<br/>外装フィルム</p> | <p>古紙</p> | <p>表示例</p> <p>外装フィルム<br/>トレー</p> |
| カップめん         |   | 歯磨き粉チューブ    |                                 | 歯ブラシ      |                                  |
| <p>可燃ごみ</p>   | <p>表示例</p> <p>カップ<br/>外装フィルム<br/>粉末スープ袋</p> |             | <p>表示例</p> <p>キャップ<br/>チューブ</p> | <p>古紙</p> | <p>表示例</p> <p>カバー</p>            |